

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、上富良野町水道事業給水条例（平成10年上富良野町条例第10号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の構成及び付属用具)

第2条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水用機器をもって構成するものとする。

2 給水装置には、メーターますその他付属用具を備えなければならない。

(給水装置工事の申込等)

第3条 条例第5条第1項に規定する給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の申込は、給水装置工事申込書（第1号様式）により行う。

2 町長は、前項の申込を承認したときは、当該申込書に承認印を押印の上交付するものとし、承認しないときは、その理由を附してその旨を通知するものとする。

3 給水装置工事申込後における申込み内容の変更、申込の取消、又は工事の中止は、給水装置工事申込内容変更申請書（第2号様式）又は給水装置工事申込取消（中止）届（第3号様式）によるものとする。

4 第1項の撤去の申込をした者が給水装置一部（分水栓、止水栓、給水管）を残存させる場合は、給水工事の一部残存願（第15号様式）によるものとする。ただし、残存部分の給水装置の管理は給水装置所有者が行うものとする。

(利害関係人の同意書の提出)

第4条 条例第5条第2項の規定により町長が利害関係人から求める同意書の提出は、次の各号に該当する場合に給水装置工事に係る同意書（第4号様式）によるものとする。

(1) 他人の所有地を通過し、又は他人の所有する土地又は家屋に給水装置を設置しようとするとき。

(2) 他人の給水装置から分岐しようとするとき。

(給水装置の使用材料)

第5条 町長は、条例第7条第2項に定める設計審査又は工事検査において、上富良野町指定給水装置工事業者に対し、当該審査若しくは検査に係る給水装置工事で使用されている材料が水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第4条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 町長は、前項の規定により求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第6条 条例第8条の規定に基づく構造及び材質の指定は、次の基準により行う。この場合において、町長は、指定した内容について一般の閲覧に供するものとする。

(1) 配水管への取付口位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。

(2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用に比し、著しく過大でないこと。

(3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

(4) 水圧、土圧、その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。

(5) 凍結、破損、侵食等を防止するための適当な措置が講じられていること。

(6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

- (7) 水槽、プール、流し、その他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講じられていること。
- 2 条例第8条の規定により町長が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
- (1) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であって、同項により鉱工業品又はその包装容器若しくは送り状に同法第17条第1項に規定する日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を附することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業所で製造された製品で、当該特別な表示が附されたもの。
 - (2) 製品が政令第4条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの。
 - (3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第4条に定める構造、材質基準への適合性を証明したもの。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行技術その他の理由により町長がやむを得ないと認めた場合は、前2項の規定により町長が指定した材料以外の材料を使用することができる。
- 4 町長は、指定した材料について、地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めるときは、当該材料の使用を制限することができる。
- 5 給水管の口径に比し、著しく多量の水を一時に使用する箇所、高層建築物、工場、事業所等の構造物、建築物及び構内に多様な給水施設を著しく設置する箇所、その他必要と認めた箇所には、受水槽を設置しなければならない。この場合の給水装置及び水質の保全等による責任の分解点は、受水タンクの入水口の逆止弁とする。
- (給水管及び給水用具材料の特例)
- 第7条 配水管又は道路に布設された他の給水装置の分岐部分から当該分岐部分に最も近い止水栓（当該止水栓が道路にあるときは、道路以外の部分にある止水栓で分岐部分に最も近いもの）までの部分の給水管については、次の各号に定める材料を使用しなければならない。
- (1) 口径が50ミリメートル以下の給水管 ポリエチレン管2層管
 - (2) 口径が75ミリメートル以上の給水管 硬質塩化ビニール管
- 2 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の事由により、町長がやむを得ないと認めた場合は、前項各号に定める材料以外の材料を使用することができる。
- (給水管防護の措置)
- 第8条 開きよを横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。
- 2 電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。
- 3 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出隠ぺいにかかわらず、防寒措置を施さなければならない。
- 4 酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある箇所又は、温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食その他の必要な措置を講じなければならない。
- (給水管埋設の深さ)
- 第9条 給水管は、公道内の車道及び歩道部分並びに私道内においては120センチメートル以上、宅地内においては100センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。ただし、技術上その他やむを得ない場合は、この限りでない。
- (メーターの設置位置等)
- 第10条 条例第13条第2項に規定するメーターの設置位置は、次に定めるところによる。
- (1) 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内
 - (2) 原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置
 - (3) 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所
 - (4) 衛生的で損傷のおそれがない場所
 - (5) 水平に設置することができる場所
- 2 町長が設置するメーターは、1建築物に1個とする。ただし、町長が給水及び建築物の構造上特に必要であると認めた場合は、1建築物について2個以上のメーターを設置することができる。

第3章 給 水

(給水の申込)

第11条 条例第11条に規定する給水の申込は、給水申込書(第5号様式)の提出をもって行う。
(水道の使用中止、変更等の届出)

第12条 条例第15条の規定による届出は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置の使用を廃止し、又は水道をやめようとするときは、給水装置廃止(中止)届(第6号様式)の提出をもって行う。
- (2) 用途を変更するとき、水道の利用者の氏名若しくは住所に変更があったとき又は、給水装置の所有者に変更があったときは、給水装置用途等変更届(第7号様式)の提出をもって行う。
- (3) 消防演習に私消火栓を使用するときは、消火栓演習使用届(第8号様式)の提出をもって行う。
- (4) 消防用に水道を使用したときは、消防用水使用届(第9号様式)の提出をもって行う。

(代理人の選定)

第13条 条例第12条の規定による給水装置の所有者の代理人選定の届出は、給水装置所有者代理人選定(変更)届(第10号様式)の提出をもって行う。

(メーターの損害弁償)

第14条 条例第14条第3項の規定により水道利用者等は、自己の保管するメーターを亡失し、又はき損したときは、メーター亡失(き損)届(第11号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、条例第14条第3項の規定による弁償をさせるときは、残存価格を考慮して弁償額を定めるものとする。

(給水装置及び水質検査の請求)

第15条 条例第18条第1項に規定する検査請求は、給水装置・水質検査請求書(第12号様式)の提出をもって行う。

第4章 料金及び手数料

(料金等の納入期限)

第16条 条例第21条第1項及び第2項に規定する定例日のメーター検針による使用水量の料金を定期分とし、納入期限は条例第24条第1項の規定による納入通知書を発した月の末日とする。

2 条例第24条第2項の規定による場合の料金を精算分とし、納入期限は、別に定めのない限り納入通知書を発した日から14日以内とする。

(使用水量及び用途の認定基準)

第17条 条例第22条に規定する使用水量の認定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) メーターに異常があったときは、メーター取替後の使用水量を基礎として、異常があった期間の使用水量を認定する。
- (2) 料率の異なる二種以上の用途に水道を使用したときは、使用日数、利用者の業態、その他を考慮して認定する。
- (3) 漏水、その他の理由により使用水量が不明のとき又は特別の事由によりメーター検針ができないときは、認定する月の前3回の使用水量又は前年同期における使用水量その他の事実を考慮して認定し、これによりがたいときは見積量による。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第18条 条例第26条に規定するその他特別の理由があるときは、次の場合をいう。

- (1) 災害その他の理由により納付が困難なときの料金
- (2) 不可抗力による漏水に起因する料金
- (3) 町長が公益上その他特別の理由があると認めたもの

2 料金、手数料の軽減又は免除を受けようとする者は、その理由を記載した水道料金減免申請書(第13号様式)を提出するものとする。

3 料金、手数料等の軽減又は免除する場合の額は、その都度町長が定める。

(過誤納による清算)

第19条 水道料金を徴収後、その料金の算定に過誤があったときは、次回以降の料金において清算することができる。ただし、給水装置の使用を廃止し、又は水道の使用をやめたときの過誤納の料

金については、速やかに清算するものとする。

第5章 管 理

第20条 条例第27条に規定する措置の指示は、給水装置の管理義務違反に関する指示書（第14号様式）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

第6章 補 則

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査）

第21条 条例第34条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

（1）次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期的に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する厚生省令（平成4年厚生省令第69号）の表の上欄に掲げる次項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

（2）前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

第22条 この規程に定めるもののほか条例の施行に関して必要な事項は、町長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の規程によりなされた届出、請求、その他の手続きは、それぞれこの規程の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この訓令は、平成18年4月24日から施行する。

2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の規程によりなされた届出、請求及びその他の手続きは、それぞれこの訓令の相当規定によってなされたものとみなす。